

徳島県監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、徳島県知事等から定期監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和6年5月31日

徳島県監査委員
鹿 山 公 弘
大 西 康 生
福 山 正 啓
眞 貝 浩 司
古 野 司

監査結果の公表年月日		令和6年2月9日	
監査の結果		講じた措置	
(1) 収入で未収となっているもの	<南部総合県民局地域創生防災部〈阿南庁舎〉> 県税について、市町等関係機関と連携して、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。		
	県税の収入未済額の状況		
	令和4年度決算額	100,138,023円	
	令和3年度決算額	96,172,147円	
	増減額	3,965,876円	
	1 収入未済額の状況 令和4年度の「県税」の収入未済額は、個人県民税及び個人事業税に高額な滞納が発生したことにより、前年度に比べて3,965,876円増加し、100,138,023円であった。 税目別では、市町が「個人の住民税」として賦課徴収を行っている個人県民税が90.7%、自動車税種別割(旧自動車税含む)が3.3%と、この2税目で県税収入未済額全体の94.0%を占める状況であった。 平成22年度末に約2億4,900万円あった未済額は、縮減に向けた取組を進めたことにより、ピーク時の約40%となった。 また、徴収率については、前年と同率の98.9%となった。 〔参考〕 「個人県民税」の収入未済額 90,833,287円 (対前年度増減 +3,354,109円) 「自動車税種別割」の収入未済額 3,306,536円 (対前年度増減 △27,771円) 「個人事業税」の収入未済額 2,912,500円 (対前年度増減 +2,454,100円)		
	2 講じた措置 滞納となった県税については、毎年度当初に策定する「県税事務運営方針」に沿って収入未済額の縮減に努めており、特に令和5年7月から9月までの間を「滞納繰越分整理強調月間」として、集中的に滞納整理に取り組むとともに、11月から12月までを「県下一斉徴収強化月間」として、県下全域で県と市町村が連携して徴収の強化に努めた。 具体的には、滞納者に対し、文書や電話での催告及び戸別訪問による納税指導により自主納付を促すとともに、財産があるにもかかわらず		

ず納税しない滞納者に対しては、預貯金・給与・売掛金等の債権を差し押さえるなど、厳正に滞納処分を行った。

また「滞納分析会議」を定期的の実施し、財産調査により把握した担税能力を基に、個別案件ごとの滞納整理方針を協議・確認している。

このうち、収入未済額の90.7%を占める個人県民税の未済額の縮減が大きな課題となっていることから、令和5年度も引き続き、管内全市町（阿南市、那賀町、牟岐町、美波町及び海陽町）において、県と市町の税務職員の「相互併任制度」を活用した徴収支援体制を整えるとともに、地方税法第48条に基づく個人住民税の県への徴収引継などによる徴収支援を実施し、県と市町が一体となった徴収強化を図った。

3 今後の対応

今後とも、納期内納付向上に向けた広報、及び適時適切な納税指導により、自主納税を促進し、新たな滞納の発生を防止するとともに、管内市町と連携した厳正な滞納処分による公平公正な税務行政を推進し、県税収入の確保に努める。

県税の収入未済額の状況

令和4年度決算額	100,138,023円
収入済額	30,878,309円
不納欠損額	2,139,253円
令和6年3月31日現在の収入未済額	63,236,567円

<南部総合県民局保健福祉環境部〈阿南庁舎〉>

児童福祉費負担金について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

児童福祉費負担金の収入未済額の状況

令和4年度決算額	5,918,100円
令和3年度決算額	5,512,230円
増 減 額	405,870円

未納の負担金については、「新・徳島県債権管理基本方針」及び「児童福祉施設入所者負担金徴収マニュアル」に基づき、早期の徴収に努めた。

また、未収金ケース検討会議などを通じて、負担金業務担当者と担当児童福祉司との間で家庭状況の変化などの情報を共有の上、保護者に対して繰り返し制度を説明し負担金の納付を促すとともに、生活困窮世帯に対しては分割納付を提案するなど、個々の債務者の状況に応じて粘り強く納付指導を行っている。

さらに、新規入所の際は、保護者に対して負担金制度の趣旨を丁寧に説明するとともに、納付期限を過ぎた場合は速やかな督促、納付指導により期限内納付の意識付けを行うなど、新たな未収金の発生防止に努めている。

今後とも適切な債権管理を行うとともに、これらの取組を粘り強く継続し、収入未済額の縮減に努める。

児童福祉費負担金の収入未済額の状況

令和4年度決算額	5,918,100円
収入済額	641,240円
不納欠損額	648,200円
令和6年3月31日現在の収入未済額	4,628,660円

<南部総合県民局保健福祉環境部〈美波庁舎〉>

返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）、母子福祉資金貸付金元利収入及び寡婦福祉資金貸付金元利収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金（児童扶養手当返納金）の収入未済額の状況

令和4年度決算額	1,676,880円
令和3年度決算額	1,704,880円
増 減 額	△28,000円

返納金（生活保護返納金）の収入未済額の状況

令和4年度決算額	20,185,752円
令和3年度決算額	18,537,014円
増 減 額	1,648,738円

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和4年度決算額	8,733,660円
令和3年度決算額	9,152,414円
増 減 額	△418,754円

1 児童扶養手当返納金については、「児童扶養手当返納金に係る事務取扱要領」に基づき、担当職員と母子・父子自立支援員による電話や訪問による粘り強い納付指導を実施している。

また、手当の定時支払前には、管内各町に対し受給者の状況調査を依頼し受給資格等を再確認するなど、返納金発生の未然防止や早期発見を図っている。

今後とも、市町等関係機関と連携し、債務者の生活状況の実態把握に努め、必要に応じ分割返納の措置をとるなど、計画的な返納指導を行うとともに、新規認定や現況届の提出時をとらえ、不正受給の注意を喚起するリーフレットを配布し、新たな返納金の発生防止に努める。

2 生活保護返納金については、「生活保護返納金事務処理マニュアル」に基づき、督促状や催告状の文書送付、訪問、電話等あらゆる機会を通じて納付を求めるとともに、納付計画の見直しを含め、債務者の生活状況に対応した適切な債権管理に努めている。

また、「債権回収強化月間」を8月に設定し、組織的に集中的な納付指導を実施するとともに、生活保護法改正後の保護費との相殺が可能となった債権には、債務者の同意のもと、最低生活に支障のない範囲で保護費からの回収を進めている。

今後とも、市町等関係機関と連携し、粘り強い納付指導を行うとともに、新規申請者には「生活保護のしおり」を、保護継続中の者には「申告義務のしおり」を配布し、収入申告義務について丁寧な説明を行い、新たな返納金の発生防止に努める。

3 母子福祉資金貸付金元利収入及び寡婦福祉資金貸付金元利収入については、「母子父子寡婦福祉資金貸付金償還指導マニュアル」に基づき、借受人や連帯保証人に対し、担当職員と母子・父子自立支援員が電話や文書、訪問等による債権回収に取り組むとともに、長期や多額の滞納者に対する償還指導を強化するため、未収金ケース検討会議を開催し、滞納状況とその対応策の検討を組織的に行い、収入確保に努めている。

また、貸付時において、借受人や連帯保証人から「所得証明等の提

寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和4年度決算額	1,831,691円
令和3年度決算額	1,841,525円
増減額	△9,834円

出誓約書兼所得・財産調査等の同意書」の提出を求め、滞納時における金融機関や行政機関等からの情報収集手段を確保するとともに、償還開始の連絡の際には、入金指導をすることにより新たな滞納者の発生防止に努めている。

さらに、平成30年度からは、一部の長期滞納者に係る徴収業務について、滞納整理を専門に行う債権回収会社（サービサー）に委託している。

今後とも、貸付前から滞納防止策の徹底、口座振替による償還を引き続き指導するとともに、償還が滞っている世帯には、母子・父子自立支援員による各種相談や母子・父子自立支援プログラム策定事業の活用など、就労による自立支援にも一層強力に取り組むことにより、収入確保に努める。

返納金（児童扶養手当返納金）の収入未済額の状況

令和4年度決算額	1,676,880円
収入済額	44,000円
不納欠損額	0円
令和6年3月31日現在の収入未済額	1,632,880円

返納金（生活保護返納金）の収入未済額の状況

令和4年度決算額	20,185,752円
収入済額	975,289円
不納欠損額	2,525,974円
令和6年3月31日現在の収入未済額	14,881,576円

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和4年度決算額	8,733,660円
収入済額	432,920円
不納欠損額	0円
令和6年3月31日現在の収入未済額	8,300,740円

寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和4年度決算額	1,831,691円
収入済額	10,000円
不納欠損額	0円
令和6年3月31日現在の収入未済額	1,821,691円

<西部総合県民局地域創生観光部〈美馬庁舎〉〈三好庁舎〉>

県税について、市町等関係機関と連携して、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

県税の収入未済額の状況

令和4年度決算額	41,884,402円
令和3年度決算額	40,137,109円
増 減 額	1,747,293円

1 収入未済額の状況

令和4年度の「県税」の収入未済額は、41,884,402円であり、税目別では、市町が「個人の住民税」として賦課徴収を行っている個人県民税が収入未済額全体の81.6%、自動車税が7.2%と、この2税目で県税収入未済額全体の88.8%を占める状況であった。

また、法人の大口滞納事案の発生で「法人県民税」「法人事業税」の収入未済額が一時的に増加したこと等により、県税の収入未済額は前年度より増加したが、平成20年度末に1億6,300万円あった収入未済額は、縮減に向けた取組を進めたことにより、ピーク時の約26%となった。

〔参考〕

「個人県民税」の収入未済額

34,184,722円（対前年度増減 +450,421円）

「自動車税」の収入未済額

3,001,915円（対前年度増減 △691,100円）

「法人県民税」「法人事業税」の収入未済額

2,202,200円（対前年度増減 +1,610,312円）

2 講じた措置

滞納となった県税については、毎年度当初に策定する「県税事務運営方針」に沿って、計画的かつ効果的な滞納整理に取り組んでいる。

(1) 個人県民税の徴収対策

収入未済額の約8割を占める個人県民税の徴収対策として、県と市町の徴税吏員が互いの身分を併任する「相互併任制度」により、県と管内2市1町（美馬市、三好市及びつるぎ町）それぞれと協定を締結し、特定の滞納整理業務を共同で実施した。

また、地方税法第48条の規定に基づき、個人の住民税の一部について徴取引継を受け、県の徴税吏員が滞納整理を行う徴収支援については、管内1市1町（三好市及び東みよし町）で実施している。

さらに、滞納を許さない気運を醸成し、新規滞納を抑制するため、11月から12月までを「県下一斉徴収強化月間」と設定し、納税広報、県と市町との「共同催告」による納税推進を、管内市町と連携、集

- 中して実施した。
- (2) 個人県民税以外の税目の徴収対策
自動車税をはじめとするその他の税目については、電話催告や戸別訪問による納税指導のほか、定期的に「滞納分析会議」を開催して個別案件ごとに滞納整理方針を検討・決定し、納付意思を示さない滞納者に対しては早期に滞納処分に着手する方針で取り組んでいる。
- また、7月から9月までを「滞納繰越分整理強調月間」と設定し、滞納繰越分を集中的に処理するとともに、滞納件数が最も多く収入未済額も多額となる自動車税については、担当職員から毎月の処理状況の報告を求め、その進行管理を行っている。
- 3 今後の対応
今後とも、納期内納付向上のための広報、及び適時適切な納税指導により自主納税体制の確立を図るとともに、厳正な滞納整理を実施することで、公正・公平な税務行政を実現し、県税収入の確保に努める。また、個人県民税については、市町との連携を更に深め、徴収支援体制の一層の充実を図る。

県税の収入未済額の状況

令和4年度決算額	41,884,402円
収入済額	17,365,139円
不納欠損額	5,462,446円
令和6年3月31日現在の収入未済額	20,894,243円

<西部総合県民局保健福祉環境部〈三好庁舎〉>

返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）及び母子福祉資金貸付金元利収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金（児童扶養手当返納金）の収入未済額の状況

令和4年度決算額	1,967,960円
令和3年度決算額	2,075,280円
増 減 額	△107,320円

返納金（生活保護返納金）の収入未済額の状況

- 1 返納金（児童扶養手当返納金）の収入未済額の状況
「児童扶養手当返納金に係る事務取扱要領」に基づき、電話や家庭訪問による督促を定期的に行い、債務者の生活状況の実態を把握するとともに、粘り強く納付指導を実施し、収入未済額の縮減に取り組んでいる。
- また、新たな収入未済の発生防止策として、年1回の現況届提出時に、リーフレットを受給者へ配布して不正受給防止の注意喚起を促すとともに、手当の定時支払前には、町担当課に対して全受給者の受給資格の再確認を依頼し、町担当課との連携を強化することで、返納金発生の未然防止と早期発見に努めている。
- 引き続き、これらの取組を推進し、返納金の早期納入及び新たな発生の防止に努める。

- 2 返納金（生活保護返納金）の収入未済額の状況

令和4年度決算額	14,472,341円
令和3年度決算額	13,966,606円
増 減 額	505,735円

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和4年度決算額	3,972,022円
令和3年度決算額	4,349,787円
増 減 額	△377,765円

「生活保護返納金事務処理マニュアル」に基づき、返納金が発生した時点で一括返納の可否を確認し、困難なケースについては、分割返済に依拠している。

債権の回収に当たっては、保護継続中の者は計画的な返済を指導し、大部分は最低生活維持可能な範囲で納付継続されている。また、保護廃止の者の場合は債務者の大半が生活困窮者であるため返済が滞る場合があり、このような返済が滞っている者に対しては、マニュアルに基づき督促を行うとともに、徴収計画に基づき一定期間納付がない者を中心に、文書、電話及び訪問により粘り強く説得を重ねながら回収に取り組んでいる。

また、平成26年の生活保護法改正後に発生した返納金については、保護費との相殺が可能であることから、重点的な取組として、債務者の同意のもと、最低生活の維持に支障のない範囲で保護費からの回収を進めている。

さらに、生活保護全世帯に対し「申告義務のしおり」を配布・説明した上、収入申告確認書に署名を求めることで申告義務等に関する周知徹底を図るなど、不正受給防止、収入未済発生の抑制等に向けた取組を強化するとともに、町担当課などの関係機関へも「申告義務のしおり」を配布の上、情報提供の依頼を行っている。

今後とも、個々の債務者の状況に応じた対応策を随時検討するとともに、11月の「債権回収強化期間」以降には、長期滞納者を中心に、査察指導員をはじめ、担当者がチームを組んで訪問督促し、重点的な返済指導を行うなど、収入未済額の回収と新たな収入未済の発生防止に努める。

3 母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

「母子父子寡婦福祉資金貸付金償還指導マニュアル」に基づき、借受人及び連帯保証人へ督促状を送付し滞納状況を通知するとともに、滞納者全員に対して、定期的な電話や訪問による償還指導を行っている。

特に、長期滞納者については、連帯保証人に対する償還指導にも重点を置き実施している。

また、これらの償還業務を組織的な対応とするため、償還困難事例について「未収金対策会議」を開催して対応を検討するほか、11月を「償還指導の強化期間」として設定するなど、計画的な償還に向けた指導を積極的に行っている。さらに、令和3年度からは、一部の長期滞納者に係る徴収業務を、滞納整理を専門に行う債権回収会社（サービサー）に委託している。

一方、収入未済の発生防止策として、貸付時において、借受人や連帯保証人に「所得証明書等の提出誓約書兼所得・財産調査等の同意書」の提出を求め、滞納時における金融機関や行政機関等からの情報収集手段を確保するとともに、修学資金や技能習得資金など、貸付から償還までが長期に及ぶ資金については、定期的に住所や連絡先などに関する「状況確認書」の提出を求め、借受人や連帯保証人の状況把握と貸付金償還に向けた啓発を行うことにより、新たな収入未済の発生防

止に努めている。

また、償還開始1か月前には、借受人及び連帯保証人へ「償還開始通知」を送付して償還を促すなど、収入未済の発生防止に精力的に取り組んでいる。

さらに、収入未済額の縮減策として、口座引き落としにより償還できる口座振替の手続を勧奨し、利便性に配慮することにより収納を進めているところである。

今後とも、滞納者に対する粘り強い償還指導や口座振替の利用勧奨によって、計画的で利便性の高い償還を促し、収入未済額の縮減を図るとともに、新たな収入未済の発生防止に向けた滞納防止策を徹底する。

返納金（児童扶養手当返納金）の収入未済額の状況

令和4年度決算額	1,967,960円
収入済額	3,000円
不納欠損額	0円
令和6年3月31日現在の収入未済額	1,964,960円

返納金（生活保護返納金）の収入未済額の状況

令和4年度決算額	14,472,341円
収入済額	620,757円
不納欠損額	0円
令和6年3月31日現在の収入未済額	13,851,584円

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和4年度決算額	3,972,022円
収入済額	202,600円
不納欠損額	0円
令和6年3月31日現在の収入未済額	3,769,422円

	<西部総合県民局保健福祉環境部〈美馬保健所庁舎〉> 児童福祉費負担金について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。 児童福祉費負担金の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和4年度決算額</td><td>1,786,930円</td></tr><tr><td>令和3年度決算額</td><td>1,530,500円</td></tr><tr><td>増減額</td><td>256,430円</td></tr></table>	令和4年度決算額	1,786,930円	令和3年度決算額	1,530,500円	増減額	256,430円	滞納者に対しては、「児童福祉施設入所者負担金徴収マニュアル」及び「新・徳島県債権管理基本方針」に基づき、管理台帳を整備した上で、期限を定めた督促状や個別の事情に応じた督促文書の送付により納付を促している。 また、電話による催告のほか、分納等ケースに応じた償還計画を提案し、納付指導を行っている。さらに、所内でのケース検討会議において、債権管理方針を検討し、職員がチームを組んで居宅訪問するなど、組織をあげて収入未済額の縮減に努めている。滞納者の中には経済的に困窮し早期納入が困難なケースもあるが、今後とも適切な債権管理に努めるとともに、組織的な対応により未収金の早期回収及び発生防止に努める。 児童福祉費負担金の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和4年度決算額</td><td>1,786,930円</td></tr><tr><td>収入済額</td><td>221,420円</td></tr><tr><td>不納欠損額</td><td>79,500円</td></tr><tr><td>令和6年3月31日現在の収入未済額</td><td>1,193,110円</td></tr></table>	令和4年度決算額	1,786,930円	収入済額	221,420円	不納欠損額	79,500円	令和6年3月31日現在の収入未済額	1,193,110円
令和4年度決算額	1,786,930円															
令和3年度決算額	1,530,500円															
増減額	256,430円															
令和4年度決算額	1,786,930円															
収入済額	221,420円															
不納欠損額	79,500円															
令和6年3月31日現在の収入未済額	1,193,110円															
(2) 契約事務で適切でないもの	<東京本部> 委託契約において、契約書に定める手続を経ずに、受託業者が大部分の業務を再委託しているものがある。今後、業務遂行体制について確認を徹底するとともに、契約書に沿った適正な事務の執行を確保する必要がある。	今回の事案は、イベント等で使用するすだちくんの着ぐるみの製作委託について、契約書においては再委託等を禁止する規定を設け、再委託を行う場合には発注者の書面承諾を必要としているにも関わらず、承諾なく製作業務の大部分について第三者に実施させていたものである。担当者及び決裁権者は、「徳島県障がい者優先調達推進方針」に基づく発注については、特例的に通常必要な工程の精査は必要とせず、また、再委託の承諾手続については省くことができるという誤った認識により、契約規定と異なる事務手続を行った。 今回の指摘を受け、「徳島県障がい者優先調達推進方針」の優先発注制度の趣旨や仕組みを再確認し、再発防止と今後の適正な制度活用に向け、所属内で情報共有した。 なお、監査対象年度において、同様の誤りがないことを確認している。 今後は、「徳島県障がい者優先調達推進方針」に基づく発注であっても、作業工程の確認を事前に行い、精査した上で発注するとともに、やむを得ず一部の工程について再委託が必要となった場合には、規定に沿った承諾手続を経ての実施を徹底する。														
	<東京本部> コピー機に係る単価契約において、随意契約によることのできる場合に該当しないにもかかわらず、随意契約しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する	今回の事案は、複数年度契約をする場合の地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（少額による随意契約）の適用については、契約期間全体の金額を基準とすべきところ、単年度の支出予定額により判断し、こ														

	必要がある。	ピー機に係る長期継続契約において、入札によらず、誤って随意契約で執行していたものである。 原因は、担当者及び決裁権者の契約事務に関する知識不足にあったため、管財課の平成18年3月8日付け「年度開始前の入札執行について（通知）」や「随意契約ガイドライン」を所属内に周知し、所属全体で確認を行った。また、会計事務に関する知識の定着を図るため、管理職を含めた所属職員全員で「令和5年度会計・契約実務研修」を受講した。 なお、監査対象年度において、同様の誤りがないことを確認している。 今後とも、研修等の機会を活用し、基本的な会計知識の補充を定期的に行い、適切な事務処理に努める。
	<西部総合県民局県土整備部（美馬庁舎）> 物品購入に係る単価契約において、随意契約によることができる場合に該当しないにもかかわらず、随意契約しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	今回の事案は、道路補修に使用する常温合材の購入に係る単価契約において発生した。 当契約の支出予定額は240万円であり、「地方自治法施行令第167条の2第1項第1号において随意契約によることができるとされる160万円以下」の契約に該当していないことから、本来であれば当契約は入札に付すべきであったところ、2者の見積り合わせによる随意契約で執行したものである。 当事案の発生原因としては、担当者をはじめ事務手続の確認を行わなければならない管理職や担当リーダーが「地方自治法施行令第167条の2第1項第1号」の規定を正しく認識できていなかったためであることから、事案判明後、直ちに発生の経緯や原因、再発防止策等について情報共有を図るべく職員研修を実施し、管理職を含めた複数人による多重チェック体制の運用について改めて確認を行った。 なお、監査対象年度において同様の誤りがないことを確認している。 今後は、職員各々が人任せにせず責任を持って事務を執行しなければならないとの共通認識を持ち、管理職が責任を持って事務手続の最終チェックを行うなど、組織的な確認を徹底することで適正な事務執行の確保に努める。

監査結果の公表年月日		令和6年3月8日
監 査 の 結 果		講 じ た 措 置
(1) 現金収入に関する事務で適切でないもの	＜総合教育センター＞ 歳入を直接収納したときは、特別の理由がある場合を除き、即日指定金融機関等に払い込まなければならないにもかかわらず、払込みが遅れているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	今回の事案は、当センターで実施している講座の過去資料を求められ領収した資料代100円について、本来であれば、領収後、速やかに指定金融機関等に払い込むべきところ、講座担当課において、次回講座の資料代と合わせて払い込むものと勘違いし、担当課の金庫で保管していたため、払込みが遅れたものである。 払込みの遅れに気付いた時点で、払込処理課から担当課に、払込処理の時期について周知徹底し再発防止に努めているほか、監査対象年度において、本件以外に同じ誤りがないことを確認している。 今回の指摘を受け、講座担当課のみならず、センター教職員に対し、現金を領収した場合は、その都度、要領に基づき速やかに払い込む必要があることを周知徹底した。 今後も、担当者が代わる際には、講座担当者間の引継ぎだけでなく、払込処理課からも手続について周知し、現金の払込処理が遅れることのないよう、適正な事務処理に努める。
(2) 特殊勤務手当の支給で適切でないもの	＜城東高等学校＞ 教育業務連絡調整手当について、支給日数を誤っているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	今回の事案は、教育業務連絡調整手当について、出張により学校での業務ができない日を誤って支給対象から除いていたものである。支給要件について、出張した日は同手当の支給対象とならないと給与担当者が誤認して処理し、決裁権者も確認することなく決裁を行っていたことが原因である。 指摘のあった24件については速やかに修正し、令和5年12月26日に追給処理を完了した。 また、監査対象期間の教育業務連絡調整手当について再点検を行い、同様の誤りがないことを確認した。 今後は、事務課長と給与担当者において処理内容の確認を徹底することで、適正な執行となるよう努める。あわせて、正しい支給であるか受給者である教職員自身も確認できるよう、支給要件について広く教職員に周知する。